とくていぎのうごう特定技能1号

いんしょくりょうひんせいぞうぎょう ぎ のうそくてい し けん飲食料品製造業技能測定試験

がくしゅうよう 学習用テキスト

だい はん (2020年10月)

いっぱんざいだんほうじんしょくひんさんぎょう 一般財団法人食品産業センター

くはじめに>

いんしょくりょうひん いんりょう しょくりょうひん ※飲食料品とは飲料と食料品のことです。

<旨次>

だい しょう しょくひんあんぜん ひんしつかんり きほんてき ちしき 第1章 食品安全、品質管理の基本的な知識

- しょくひんあんぜん たいせつ 1. 食品安全はなぜ大切か
- 2. 安全な食品を提供するための全体像
- しょくちゅうどく かん き そ ち しき

 3. 食 中毒に関する基礎知識
- しょくちゅうどくぼう し
 げんそく

 4. 食 中毒防止の3原則
- しょくちゅうどく お びせいぶつ ぞうしょく 5. 食 中毒を起こす微生物が増殖する3つの要素
 - (1) 温度
 - (2) 水分
 - (3) 栄養分
- で せいぶつ ぞうしょく おんど じかん かんり 6. 微生物を増殖させないための温度と時間の管理
 - びせいぶつ ぞうしょく おんど じかん かんけい (1) 微生物の増殖には温度と時間が関係
 - (2) カビの問題
 - (3) 食品の製造では温度と時間の管理が大切

だい しょう いっぱんえいせいかんり きそちしき 第2章 一般衛生管理の基礎知識

- (1) 健康管理と衛生管理
- (2) 作業服の着用について
- (3) 粘着ローラー、エアーシャワー、手洗い、 ^{さぎょうくっ} ^{あつか} 作業靴の扱いなど
- 2. 作業前に行うこと
 - (1) 作業 内容の確認
 - (2) 機械、装置、器具の使用前の確認
 - (3)機械、装置、器具の洗浄と殺菌
- 3. 作業 中の注意事項
 - (1) 一般的な注 **意事項**
 - (2) 機械操作に関する注意事項
 - (3) 作業 中の衛生上の注意事項
 - (4)作業中の製品の取扱い上の注意事項
- 5. 5 S活動の取り組み
- 6. 異物混入の問題と管理
- 1. 意図的な 食 品汚染を防ぐための方法
- 8. 新型コロナウイルス感染症の予防方法

だい しょう せいぞうこうていかんり き そ ち しき 第3章 製造工程管理の基礎知識

- 1. 原材料の管理
 - (1) 原材料 管理の基本的な 考え方
 - (2) 原材料の受入れ検査
- せいぞうこうてい かんり ちゅういじこう 2. 製造工程の管理と注意事項
 - (1) 原材料・仕掛品(中間製品)の保管
 - (2) 加熱工程
 - (3) 冷却工程
 - (4) 凍結工程
 - (5) 包装工程
- 3. 製品の管理
 - (1) 製品の微生物検査
 - (2) 製品を保管管理するときの注意事項
 - (3) 保管サンプルを管理するときの注意事項
 - (4) 輸送時の温度を管理するときの注意事項
- 4. アレルギー食品の管理
 - (1) 管理の対象となるアレルギー物質
 - (2) 交差汚染の防止

- 5. 薬剤の管理
 - やくざいせんよう ほ かん ば しょ つく (1) 薬剤専用の保管場所を作る
 - *くざい にゅうしゅっこ だいちょう きろく (2)薬剤の入出庫台帳に記録する
 - (3) 容器に薬剤名などを書く

だい しょう せいぞうこうてい えいせいかんり かん ちしき 第4章 HACCP による製造工程の衛生管理に関する知識

- 1. HACCPとは?
- 2. 危害要因を知る
- 3. HACCP の 7 つの原則
- せいぞうげん ば まか じゅうょう 4. 製造現場に任されている 重要なこと
 - (1) どこが 重 要管理点かを知る
 - (2) 管理基準の設定値を知る
 - (3) 重要管理点を監視(モニタリング)する
 - (4) モニタリング結果を記録し、保管する

だい しょう ろうどうあんぜんえいせい かん ちしき 第5章 労働安全衛生に関する知識

- 1. 作業 場には、様々な危険がある
- 2. 「かもしれない」で危険を意識する

- 3. 安全な作業 は正しい服装から
- * 4. 決められた作業 手順 を守る
- 5. 5 S活動をしつかりやり安全を高める
- あんぜん さぎょう じっし さぎょうじょう あんぜん 6. 安全な作業 をみんなで実施し作業 場を安全に
- 7. もし異常事態や労働災害が発生したら!

だい しょう しょくひんあんぜん ひんしつかんり きほんてき ちしき 第1章 食品安全、品質管理の基本的な知識

1. 食品安全はなぜ大切か

- ・ 食品工場は消費者が安心して、おいしく食べられ しょくひん つく る食品を作らなければなりません。
- ・ 消費者は安全で安心できる食品を求めています。
- ・ 安心して食べられる食品とは、消費者の健康を守る ために安全が確保された食品のことです。
- もちろん、おいしく食べられる食品でなければ買ってもらえません。



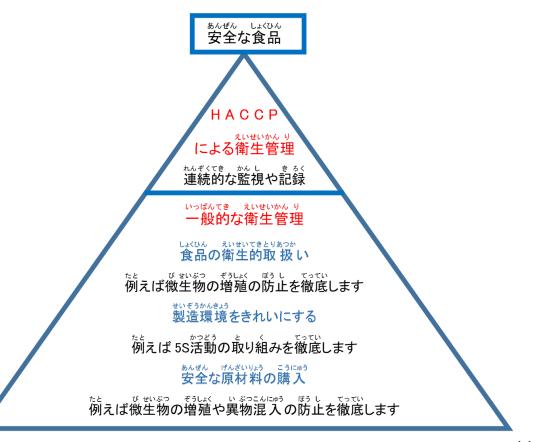
安全でない食品を作ると、それを食べた人が病気になるなどにより、消費者が不安になり、食品に対する不信感をたかあます。 結果として社会全体に大きな影響を与えることになります。それだけではなく、その商品が売れなくなり、会社の信用がなくなり、自分たちの職場にも影響が及びます。



あんぜん しょくひん ていきょう ぜんたいぞう 2. 安全な食品を提供するための全体像

にようひしゃ あんぜん しょくひん ていきょう 消費者に安全な食品を提供するためには、安全な原材りょう・きれいな製造環境・食品の衛生的取扱いの3条件がピラミッドのように組み合わさっていることが必要です。 重要なことは、図のように原材料の受入から、一般的なないせいかんり 保存を担めるとは、図のように原材料の受入から、一般的なながせいかんり (HACCP管理を組み合わせて製造することです。

あんぜん しょくひん ていきょう ぜんたいぞう <安全な食品を提供するための全体像>



1 しょくちゅうどく かん き そ ち しき 2 食 中毒に関する基礎知識

しょくちゅうどく ゆうがい びせいぶつ かがくぶっしつ ふく いんしょくぶっ 食 中毒は、有害な微生物や化学物質などを含む飲食物 た た けんこうしょうがい お を食べたために健康 障害を起こすことです。

(1) 食 中毒の原因となる物質

ここでは、食中毒の原因になることの多い細菌とウイルスについて紹介します。

(2) 食 中毒の分類

このうち細菌による食中毒は、「感染型食中毒」と「毒^{***}素型食中毒」の2種類に分けられます。

「感染型食中毒」は、食べた食品についていた細菌がヒトのおなかの中で増え、細胞を破壊したり、毒素を作ってけんこうしょうがいま。 腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌や腸炎ビブリオと呼ばれる細菌が代表例です。

「毒素型食中毒」は、食品の中で細菌が増えて毒素をでいる。 でも、その食品を食べて、健康障害を起こすものです。黄 と呼ばれる細菌が代表例です。

「ウイルス」による食中毒の場合は、その多くの原因となっているのがノロウイルスです。牡蠣などの二枚貝に存在し、主にヒトの手指や食品等を通じて感染します。強い感染力があるため、集団感染が起こりやすいのが特徴です。

しょくちゅうどく ひ お おも さいきん 食 中毒を引き起こす主な細菌とウイルス

が 分類	さいきん 細菌ま たはウ	原因になりや	まな症状	まな予防対策
	イルス ^{めい} 名	y v·k m		
かんせんがた 感染型 の食 ちゅうどく 中	まょうかん 腸で 出血性 だいちょうきん 大腸 (0157 など)	** 野は (4) と (4) と (7) と (4) と (7) と (7) かけ	激しい下痢 からべん 血便 かくなう 腹痛	食材は、中心部まで 食材は、中心部まで 十分に加熱します。 75℃以上、1分以上 加熱します。 がなよう ぶんいじょう 75℃以上、1分以上 加熱します。 ************************************
	サルモぞ属	*野菜 Light (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	が下 下 が な が り 前 はつね 発 熱	します。 します。 食材は、中心部まで 中心部まで 十分に加熱します。 75℃以上、1分以 じょうかれるします。 上がかれるします。 第世紀にようが加熱します。 ちょうかれるします。 まようが現まします。 はたじょう にようがない。 というがない。 というがない。 はんじょう にようがない。 はんじょう にようがない。 にようないるい。 にようないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる
	カ バ ク ロ バ ク タ ぞく属 菌	しょくにく 食肉 (鶏 肉)	げ 下 痢 らい痛 はつねれか 発 熱	t t (ざい t b p) t l l i s i s i s i c l l l l l l l l l l l l l l l l l l
	まらうえん 腸炎ビ ブリオ	かいすい きょかいるい 海水の魚介類 刺身 ・ 刺すま お る ど	激しい下痢 をくつう 腹痛	食材は、中心部まで 食材は、中心部まで 十分に加熱します。 75℃以上、1分以 上加熱します。 上加熱します。 をようかねつ 上加熱します。 をよかいるい 魚介類は真水でよく洗 によう 浄することが大切で す。

とくそがた 毒 の ちゅうと 本 事	まうしょく 黄 ド ウ き。球	** *傷で手れ あなり あなり ま調の でも にし司り おが弁な が対する ががれる がががががががががが	世 会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	かなった が作った ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ボツリッス菌	かんづき 話 が話 がま がま がま の な で な と な と な と な と な と な と な と な と な と な な と な な な な な な な な な な な な な	は吐 おこ呼 なし死 ありますのど ぬり は場合す。	##ではいます。 がほう は は
	ウエルシュ諸	に 肉 を り は 大 り で で に た で に た で に た で に た で に た で ら に た の も の し に に た の も の も の も の し に の も の も の し の し の し の の の の の の の の の の の の の	が実施が下	が開始では、 は熱になります。 100℃で1~6時間の加 を対したのでは生きでは、 なります。 100℃で1~6時間の成 が下でも芽胞は生きででは、 なります。 は生きでは、 なります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなります。 はなります。 はない下にとなどが必ずることなどが必ずることなどが必ずることなどがです。

	セ え 意	こめ、	は吐 お をの げ下が腹 をのけ気と吐 こり 痢ら痛 **起 り 痢ら痛 ** と す す す す す も も も も も も も も も も も も も も	and は を は なります。 の が が が が が が が が が が が が が
ウスるゆき中	ノロウイルス	nt t	が下と吐は発 し おう痛れ起 う。や こ	はかりまうのからがでしている。 りゅうが はいい はいい はい は

(※) 芽胞とは、一部の細菌が生育しにくい環境になったときに作る殻を被った種のようなものです。熱や乾燥などに耐えます。生育しやすい環境になると通常の状態に戻ります。通常の状態では熱で死にます。

4. 食 中毒防止の3原則

つけない

これは清潔なものに微生物をつけない、汚染させないということです。

自分自身で健康管理と衛生管理をして清潔にしていれば、 動力はよびはありません。

- 使用器具、装置、機械などを常に清潔にしておくことが ^{ひつよう} 必要です。
- 作業場を常に清潔に保つことが必要です。
- おなかをこわした場合には、必ずすぐに職場の責任者に報告します。細菌やノロウイルスによる食中毒の危険性があります。
- 加熱前の食品と加熱した後の食品を接触させないように区別します。

増やさない

びせいぶつ おんど すいぶん えいようぶん そんざい でうしょく 微生物は温度、水分、栄養分の存在などによって増殖します。この増殖を防ぐことが重要です。冷凍、冷蔵で微生 物の増殖を抑えることができます。

- 食品は適切な温度で保管します。
- 加熱した食品はできるだけ速く冷却します。
- 冷蔵庫、冷凍庫は適切な温度で管理します。

殺す (やっつける)

びせいぶつ ころ もっと こうか しょくちゅうどく よぼう ほうほう 微生物を殺すことは最も効果がある食中毒予防の方法です。

- 殺菌方法、殺菌剤に関して正しい知識を身につけて、適切 なみ菌を 行います。
- 食品を加熱して殺菌するときは適切な温度と時間で行います。

5. 食中毒を起こす微生物が増殖する3つの要素

(1)温度

- 一般的な微生物は30℃~40℃で急速に増殖します。
- 4℃以下、60℃以上ではほとんど増殖しません。
- 食品を加熱することで殺菌できます。

(2)水分

- 微生物は水分がなくては増殖できません。
- 製造に使用した器具、装置、機械などはよく洗って栄養分になる汚れを落として、乾燥しておく必要があります。

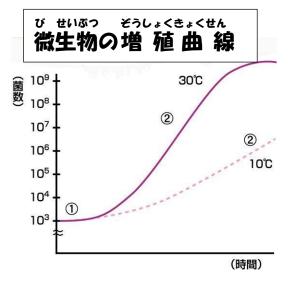
(3) 栄養分

- 微生物が増殖するには栄養分が必要です。 食品は微生 物の栄養源です。特に水分が多く、栄養バランスのよい水 でもがでは増殖しやすいです。
- 製造に使用した器具、装置、機械などはよく洗って、栄養 がいたなる汚れを落とす必要があります。

- びせいぶつ ぞうしょく 6. 微生物を増殖させないための温度と時間の管理
 - でせいぶつ ぞうしょく おんど じかん かんけい (1) 微生物の増殖には温度と時間が関係
 - 多くの微生物は 60℃以上で増殖をしにくくなります。しかし、完全に殺すために必要な加熱時間と温度は、それぞれの微生物で異なります。加熱時間などは微生物を完全に殺すために設定されています。 従って加熱温度が低かったり、加熱時間が短かったりすると、微生物が残っていることがあります。加熱して殺菌をする時は、ためられた温度と時間を必ず確認します。
- 温度が 10℃~60℃の間

 では、微生物は増殖しますが、
 もっとも増殖が速いのは 30℃から 40℃の間です。 このため、
 かねつした食品を室温で長く放

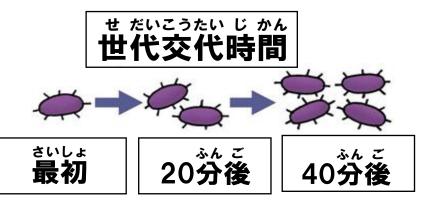
 造して、温度をゆっくり下げる



と、その間に微生物は増殖する可能性があります。加熱し

た食品の冷却は、できるだけ速く行うことが重要です。

- 微生物の増殖は、次の図で示されるように、ある一定の 微生物の増殖は、次の図で示されるように、ある一定の 時間で倍になります。これを世代交代時間とよびます。 その同じ時間でさらに倍になり、微生物の数は倍、倍と 急激に増えていきます。微生物をコントロールするためには時間もコントロールする必要があることがわかります。



(2) カビの問題

カビも微生物です。カビの中にはカビ毒を作る種類もあるので、発生を抑えることが重要です。

豆、穀類、野菜、果物などがカビに汚染されやすいので、保存に気をつけましょう。これらを原材料として使うときは、十分に洗って使うようにしましょう。カビはほとんどのところに存在します。これを完全になくすことはできません。食品はできるだけ低温で保存し、カビの増殖を防ぎましょう。

(3) 食品の製造では温度と時間の管理が大切

もし、決められた温度と時間が守られていないときには、
せきにんしゃ ただ まずこく し、 せいぞう ちゅうし することが必要です。
責任者に直ちに報告し、製造を中止することが必要です。
その製品は不適合品として除外し、責任者の指示に従って
しょり ひつよう
処理する必要があります。

ただ おんど じかん かくにん そして正しい温度と時間になっているか確認します。

だい しょう いっぱんえいせいかん り き そ ち しき 第2章 一般衛生管理の基礎知識

1. 作業 場に入る前に 行うこと

(1) 健康管理と衛生管理

- □ じん けんこうかんり個人で健康管理をしっかり行います。
- ・体調が悪かったり、おなかをこわしたり、風邪を引いている時は、必ず自分の しょくば せきにんしゃ ほうこく 散場の責任者に報告し、指示に従います。



- 個人で衛生管理をしっかり 行います。
- ・手などにケガをしている場合も、必ず自 ^{ぶん しょくば せきにんしゃ ほうこく} 分の職場の責任者に報告し、指示に従い ます。



- 体の清潔に気を付け、爪などを伸ばさないようにします。
- 私物の持ちこみはしないようにします。
- ・時計、宝石類、装飾品などは体からはずし、ロッカーに保管しておきます。これらはできるだけ家に置いてくるようにします。

(2) 作業服の着用について

- 作業服は正しく着用します。
- 作業服はいつも清潔な
 物を着ます。
- ・ロッカーで汚れた作業 ぶく ときれいな作業服が 探覚の下にてシャッ第 くっつかないようにしま
- ・ 汚れた作業服は決められた場所に置いて洗濯に だ出します。



香水は使用しない

- ・ 帽子、マスクは決まり通りに着用します。
- * 洗髪は定期的に行います。2日に一度が目安です。
- ・ 帽子は清潔なものを正しく使います。
- ・ 香水は使用しません。
- ・ 髪が帽子からはみ出していません。ネットを内側に使用します。
- マスクをつけます。

- ・ イアリング、ネックレスなどの装飾品は身につけません。
- たが かみ長めの髪はたばねます。
- でぎょうふく作業服はポケット、ボタンのないものを着用します。
- ・ 作業服の下にTシャツなどボタンの無いものを着用します。
- ・ 作業服は清潔なものを着用します。
- 時計、マニキュア、指輪などをつけません。
- * 作業服の袖はゴムなどで絞りがあるものを使用します。
- ・ 爪は短く切ります。
- * 清潔なはきものをはきます。

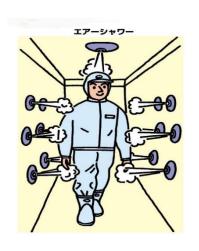


(3) 粘着ローラー、エアーシャワー、手洗い、作業靴の扱いなど

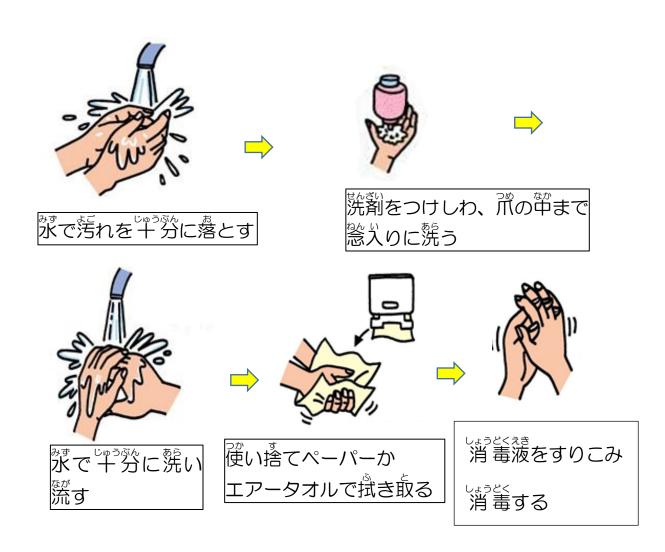
^{ねんちゃく} ≪粘 着 ローラー≫

《エアーシャワー》





^{てあら} ≪手洗い≫



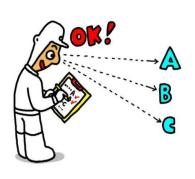
- 作業靴は汚染区から非汚染区に入る 作業靴は汚染区から非汚染区に入る とき かなら 時には必ず、決められた消毒液を使 った洗浄装置で消毒します。





2. 作業前に行うこと

- (1) 作業内容の確認
- じぶん たんとう ばしょ はいちひょう かくにん ● 自分の担当の場所を配置表で確認します。
- 仕事に必要なマニュアル (作業手順書)を確認します。
 - (2)機械、装置、器具の使用前の確 にん 認
- 汚れや不備がないかなどを点検 します。



- - (3) 機械、装置、器具の洗浄 と殺菌
- 洗浄剤、殺菌剤は使用方法を確かめ こよう

 こよう

 こよう

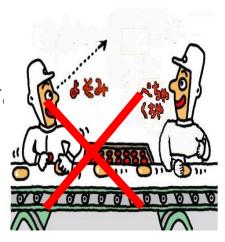
 こから使用します。
- 使用濃度も決められたとおりかどう

 か確認します。



3. 作業 中の注意事項

- (1) 一般的な注意事項



- 共同でする作業では、連絡や合図を確実に行います。
- 危険な箇所が見つかったら、責任者にすぐに報告します。
- ●他の人が危険な作業をしているのを見たら注意します。
- 無断で職場を離れないようにします。
- 確認のために指差呼称(※)を行います。



しきこしょう ※指差呼称

きけん よぼう ために、信号、標識、計器、作業対象 危険を予防するために、信号、標識、計器、作業対象 などを安全確認などの目的で、指で指す動作を行い、その めいしょう じょうたい こえ だ かくにん 名称と状態を声に出して確認すること。

(2) 機械操作に関する注意事項

- 機械の下は決してくぐらないようにします。
- 運転方法のわからない機械の操作はしてはいけません。
- 動いている機械には絶対に手を入れてはいけません。
- 機械の異常が見つかった時は、機械を止めて、すぐに責 にんしゃ ほうこく 任者に報告します。

- 停電の場合はスイッチを切ります。
 - (3) 作業 中の衛生上の注意事項
- 汚染区と非汚染区の区別をはっきりと認識するようにします。
- 汚れた使用器具などは決められた場所に置きます。
- トイレに行った後は、必ず洗剤で手を洗います。次に、 アルコールなどの消毒液で消毒します。
- 髪の毛や鼻などに触れた手で作業をしてはいけません。
- でぎょうふく作業服などで手を拭いてはいけません。
 - きぎょうちゅう せいひん とりあつか じょう ちゅうい じこう (4)作業中の製品の取扱い上の注意事項
- 製品に水がかからないようにします。
- かねつ かねつ 加熱したものや、冷却したものを長く室温で放置しないようにします。
- 原材料などと接触しないように、製品を決められた場 「た」。 所に置きます。

● 製品に異常が見つかった時は、製造ラインを止め、責任 とき、せいぞう 製品に異常が見つかった時は、製造ラインを止め、責任 とき、せいぞう 製造ラインを止め、責任

4. 作業後に行うこと

- 洗浄の前には、機械または装置のスイッチが確実に切られているかどうかを指差呼称で確認します。
- 使用器具なども決められた場所に戻します。
- 作業場の清掃も決められたとおり行い、いつも清潔にします。
- シフト交代のある場合は、必ず必要なことを申し送りします。
- まご きぎょうぎ かなら せんたく汚れた作業着は、必ず洗濯します。
- まご きぎょうぐつ せんじょう かんそう汚れた作業靴も洗浄して乾燥させます。

5. 5 S活動の取り組み

- <u>5 S 活動</u>とは整理、整頓、清掃、清潔、習慣(5つのサ ^{ぎょう} ことば いみ 行の言葉)を意味します。
- この<u>5 S 活動</u>は製品の安全、品質保持につながる一般衛 せいかんり うえ じゅうよう かつどう 生管理の上で 重要な活動です。

整理 - 必要なものは保管し、不要なものを捨てて整理 する。



整頓 — 必要なものがすぐに取り出せるように、置き場所を決めておく。





習慣 一 決められたことを常に守って実行する習慣をつける。

※職場によっては「習慣」の替わりに「しつけ」という時もあります。このテキストでは「習しかかけ」といいます。



6. 異物混入の問題と管理

- 製品中に金属やガラス、髪の毛や虫などの異物が入っていると、健康被害の要因になります。また、消費者に不要感や不快感を与えることになります。異物混入で特にないのは、髪の毛と虫です。
- 異物混入による健康被害が起きると、消費者が不安に なり、会社の信用を落としたり、損害賠償を求められた りします。
- このため、異物の混入防止を徹底しなければなりません。
- 原材料の検査を行い、注意深く異物が入っていないか たし どうかを確かめます。
- 作業 中での異物混入防止に努めます。それには自分で いぶつこんにゅう お 異物混入を起こさないように、注意します。
- また注意深く観察し、異物が入りそう、または入っているのがわかったら、直ちに作業を止めて責任者に報告します。

- 7. 意図的な食品汚染を防ぐための方法
- 食品工場で働く人が、意図的に製品に異物や化学物質などを混入することにより、食品が汚染されることを防ぐための方法です。
- 「フードディフェンス」とも言います。
- 働く人と責任者が、よい関係を作ることが、一番 重 要 です。

その他にも次のような方法があります。

- ・作業場に入る時と出る時に、記録表に時間を記入

 ・作業場に入る時と出る時に、記録表に時間を記入

 ・責任者が確認します。
- ・ I Cカードなどの I T技術を使用した方法も増えています。
- ・作業で使わないものを工場に持って入らないように、 * なぎょうぎ き ます。

- カメラの設置
- ・クレームが発生した時に、働く人達の作業に問題がないことを証明する時に使います。
- ・作業場や倉庫の出入り口などにカメラを設置し、食品でよるうどうさいがいはっせいときます。 事故や労働災害が発生した時の調査のために、映像を録が回します。
- ♥<ずい かんり薬剤の管理
- ・薬剤専用の保管庫を置き、責任者だけが使用できるルールにします。

ままうほうほう の予防方法 まかんせんしょう ままうほうほう

2020年から流行している新型コロナウイルス感 せんしょう よぼうほうほう つぎ しょうかい 染症の予防方法として、次のことが紹介されています。

しょくひんこうじょう よぼうほうほう

- 食品工場での予防方法
- ・同じ家に住んでいる人が感染したことが分かったら、責 にんしゃ れんらく しょくば い 任者に連絡し、職場に行かない。
- さぎょうじょう はい とき てあら しょうどく ほか こうじょう しょく・作業 場に入る時の手洗いや消毒の他に、工場、食どう じむしつ こういしつ い ぐち しょうどく 堂、事務室、更衣室の入り口でも消毒する。
- ・ドアノブなど、たくさんの人が触る場所を消毒する。
- しょくどう じむしつ こういしつ ていきてき くうき いれか・食堂、事務室、更衣室は、定期的に空気を入換える。 まだん せいかつ き つ
- 普段の生活で気を付けること
- ・次の「3つの密」にならないようにする。

【みっぺい】密閉

まど くうき いれか ばしょ 窓がなかったり、空気を入換えたりしない場所。

みっしゅう】密集

ひと あっ すく にんずう ちか きょり 人がたくさん集まったり、少ない人数でも近い距離 あっ で集まったりすること。

みっせつ】密接

たが て さわ きょり こえ だ はな お互いに手を触れる距離で、声を出したり、話したり、 うんどう 運動などをしたりすること。

- いえ かえ とき しょくじ まえ せっ て あら ・家に帰った時や、食事の前には、石けんで手を洗った しょうどく り、アルコールで消毒をしたりする。
- ・せき、くしゃみをする時は、マスク、ハンカチ、ティッシ くち はな お ュペーパーなどで、口や鼻を押さえる。

tiv しょう せいぞうこうていかんり き そ ち しき 第3章 製造工程管理の基礎知識

1. 原材料の管理

(1) 原材料の管理の基本的な考え方

を全で品質の良い製品を作るには、安全で品質の良い原材 りょう つか すことが不可欠です。なぜなら、食品の場合、原材 りょう ひんしつ せいひん ひんしつ おお えいきょう およ 料 の品質が製品の品質に大きな影響を及ぼすからです。そ のため、製造工程の始めの段階となる原材料の管理は大変 重要です。

原材料の管理を適切に行うためには、原材料における きがいよういん めいかく 危害の要因を明確にすることが必要です(第4章 HACC Pによる製造工程の衛生管理に関する知識で紹介します)。

●原材料の危害分析

原材料における危害の

まういん めいかく 要因を明確にする

- ●過去の検査結果
- ●関連する文献・資料

定期的に明確化

では、こんにゅう 何が混入しているか。

どの程度のリスクの大きさか。

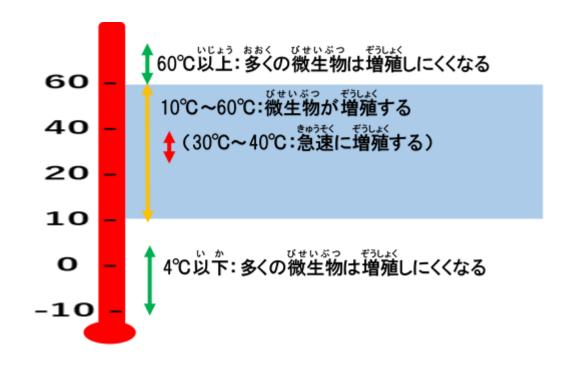
(2) 原材料の受入れ検査

原材料の受入れ検査の結果は、その後の製造工程でどのように対処すべきかを判断する重要なデータです。

上の図で示したように原材料の危害要因を定量的に明かくか かった それに応じた受入れ検査を行い、問題のな い原材料 を受け入れるように心がけます。

- 2. 製造工程の管理と注意事項
 - (1) 原材料・仕掛品(中間製品)の保管
- で せいぶつ ぞうしょく おんどア) 微生物の増殖と温度

びせいぶつ ぞうしょく ず おんど みっせつ かんけい 微生物の増殖は図のように温度と密接な関係があります。



でせいぶつ ぞうしょく 微生物が増殖する 10° $\mathbb{C} \sim 60^{\circ}$ \mathbb{C} の温度にある時間をできるだけ短くすることが重要です。そのためには

- ●高温で保管する
- ●すぐに食べる

- ●冷蔵や冷凍で保管する

ことが必要です。

- イ)冷凍庫、冷蔵庫の管理
- 食品衛生法の規定では、冷凍庫は-15℃以下、冷蔵庫は
 10℃以下で保管しますが、食肉、魚介類は4℃以下で保管します。
- 庫内の温度は定期的に測定し、その結果を記録します。

(2) 加熱工程

ほとんどの微生物は 75℃、1分間の加熱で死滅します。 しかし、100℃以上でも死滅しない芽胞菌(※)など熱に強い微生物があります。このため、加熱による殺菌は適切な温度と時間を設定しなければなりません。

(※) 芽胞菌: 芽胞をつくる細菌

びせいぶつ ころ かねつおんど じかん 微生物を殺す加熱温度と時間

たいしょう きん が ほうきん 対象 :ボツリヌス菌などの芽胞菌

・中心温度 120 ℃ 4分以上

たいしょう いっぱんてき しょくちゅうどくきん 対象:一般的な食中毒菌

・中心温度 75 ℃ 1分以上

たいしょう 対象 : ノロウイルス

・85~90 ℃ 90秒以上

(3) 冷却 工程

(4) 凍結工程

食品をゆっくり凍結させると、風味やテクスチャーなどの品質が劣化します。このため、できるだけ凍結温度を低温

にして、短時間で凍結することが必要です。また 急 速凍結するためには、できるだけ凍結前の温度を下げておくことが 重要です。

- (※) 凍結とは、冷凍と同じ意味で、製造工程を表す時に 使用される。(例:凍結工程、急速冷凍)
 - (5) 包装工程

はうそうこうてい じゅうよう かんり じこう きんぞくけんしゅっき せんいぶっ 包装工程での 重要な管理事項は、金属検出器やX線異物 けんしゅっき かんり きげんひょう じかんり 検出器の管理、そして期限表示管理です。

きんぞくけんしゅっき きがい お いぶっ きんぞく けんしゅっ 金属検出器は危害を起こす異物である金属を検出する かんりき き として、多くの製造ラインで使われています。

X線異物検出器は金属以外の異物である石やガラスなどの危険異物を検出することができます。最近では原材料の受入れ管理や製造工程での危険異物を見つける有効な手だとして普及してきました。また、その特性により製品の入数不足のチェックや形状不良品のチェックなどにも使われています。

3. 製品の管理

(1) 製品の微生物検査

けんさこうもく きじゅん ほうりっ さだ 検査項目と基準は、法律で定められている場合はそれに 従います。

じしゅてき けんさ おこな ばあい いっぱんてき けんさこうもく いっぱんせい 自主的な検査を行う場合の一般的な検査項目は、一般生きんすう だいちょうきんぐん しゅたい 菌数、大腸菌、大腸菌群を主体としています。必要に応じて黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、カンピロバクター属 もん けんさ まるとも検査します。

- (2) 製品を保管管理するときの注意事項
- 保管温度は法律やガイドラインで定められている場合は、 それに従います。法律などで定められていない場合は、 いっぱんてき れいとうこ 一般的に冷凍庫は-15℃以下、冷蔵庫は10℃以下が基準 となっています。
- 製品の納入期限を管理するため、先入先出(先にできた 世いひん 製品から出荷すること)を行います。
 - (3) 保管サンプルを管理するときの注意事項
- 製品 出 荷後、クレームなどが発生した場合に備えて、製 さらした製品の中から保管用のサンプルを一定の割合で 抽 出して保管しておきます。
- 保管サンプルは製造日ごとにまとめて保管することが望ましいです。
 - (4) 輸送時の温度を管理するときの注意事項
- 製品の輸送時の温度変化によって品質が劣化しないよう まんどかんり てってい に温度管理を徹底します。

● 冷蔵車または冷凍車には輸送中の温度を記録する装置が付いていますので、この温度記録を定期的に確認します。

4. アレルギー食品の管理

(1) 管理の対象となるアレルギー食品

食品表示法に基づき、特にアレルギーの発症件数が多いものや非常に重い症状になるおそれのある 7種類の とくていげんざいりょう として表示する義務があります。また、特定原材料として表示する義務があります。また、特定原材料と比べ、発症件数が少なく、重い症状になることの少ない 21種類の食品についても、表示することが望ましいものとして指定されています。

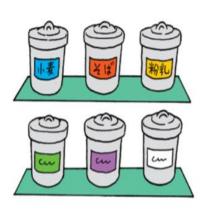
- ①えび、②かに、③小麦、④そば、⑤たまご、
- ⑥乳、⑦落花生

- ①アーモンド、②あわび、③いか、④いくら、
- ⑤オレンジ、⑥カシューナッツ、⑦キウイフルーツ、
- ⑧牛肉、⑨くるみ、⑩ごま、⑪さけ、⑫さば、
- (13)大豆、(4)鶏肉、(5)バナナ、(16)豚肉、(7)まつたけ、
- 18もも、19やまいも、20りんご、20ゼラチン

(2) 交差汚染の防止

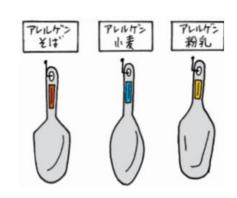
ア)原材料の区分保管

アレルギー食品を含む原材料は、
なく ばんざいりょう と 品を含む原材料は、
さく ぶん きょない原材料と区分して保管しましょう。



イ) 使用する器具の区分

製造工程で使用する容器や器 製造工程で使用する容器や器 く 具などは、アレルギー食品を がないりょうと含まない原材 りょうで使い分けします。



ウ)製造ラインの洗浄

間じラインで製造する他の製品が、アレルギー食品を含む原材料の場合は、洗浄の徹底によりアレルギー食品がのようないようにします。また、特定原材料を含む製品を製造する場合は、一日の終わりに製造するなど、工夫をすることが望ましいです。

エ) その他注意事項

- 特定原材料は、他の原材料などの上に重ねて置かない こと。
- 開封済みのものは、中身がこぼれて混入する可能性があるので、特に注意すること。

5. 薬剤の管理

洗浄剤や殺菌剤を誤って使い、食品に混入したり、故いこれにゅう たい、食品に混入したり、故いこれにゅう 意に混入させてしまうことがあります。こうした事故や事 はなどを防止するためには適切な保管や使い方が重要です。

(1)薬剤専用の保管場所を作る

楽剤を適切に保管するためには、作業現場とは別の場所 をくざいせんよう ほかんばしょ つく に薬剤専用の保管場所を作ることが必要です。作業現場に ひつよう りょう だ しょう しょう しょう は必要な量だけを出し、使用しないで残った薬剤が作業現 場に放置されないようにします。

(2) 薬剤の入出庫台帳に記録する

薬剤の使用量や残った量を適切に把握するため、使用することに薬剤の入出庫台帳に書いて記録することが必要です。

また、台帳に書かれている在庫の数量と実際の数量が はない はかんばしょ しらべ かくにん じゅうよう 同じかどうか保管場所を調べて確認することも重要です。

(3) 容器に薬剤名などを書く

薬剤の誤った使用を防止するために、薬剤の容器には必ず「薬剤名」、「使用方法」などを書きます。また、容器に薬剤のラベルを貼ったり、容器の色を薬剤ごとに変えたりすることで、誤った使用がさらに防止できます。

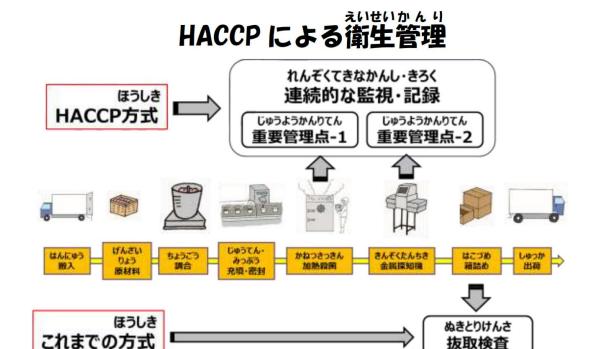
だい しょう 第4章 HACCPによる製造工程の衛生管理に かん ちしき 関する知識

1. HACCPとは?

HACCP (ハサップ) とは Hazard Analysis Critical Control Point の略語です。「HA」とは危害要因分析のことで、何が危害要因になるのかを明らかにします。また「CCP」とは製造工程の中で、ミスすることができない重要かかりてんのことです。

すなわち、原材料の受入れから最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害を防止するために特に重要な工程を監視(モニタリング)し、記録することにより、製品の安全を確保する衛生管理手法です。最終製品の抜取検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとれています。

抜取検査



き がいよういん し 2. 危害要因を知る

サルこう きがいよういん つぎ HACCPで対象とする健康危害要因には次の3つがあ ります。

せいぶつてき き がいよういん (生物的危害要因)

ゆうがい さいきん ちょうかんしゅっけつせいだいちょうきん 有害な細菌(腸管出血性大腸菌0157、黄色ブドウ きゅうきん 球 菌、カンピロバクター属菌など)やノロウイルスなどに よって起こる危害の要因

か がくてき き がいよういん (化学的危害要因)

げんざいりょう はい のうやく こうせいぶっしつ さぎょうじょう しょう 原材料に入っていた農薬や抗生物質、作業場で使用すせんじょうざい さっきんざい お きがい よういん る洗浄剤や殺菌剤などによって起こる危害の要因

ぶつりてききがいよういん (物理的危害要因)

きんぞく いし こうしつ 金属、石、ガラス、硬質プラスチックなどの危険異物の混 は まずい よういん 入によって起こる危害の要因

3. HACCPの7つの原則

HACCPには、「7つの原則」があります。

ばんそく※原則1≫危害要因分析(HA)

たま要因分析は重要管理点(CCP)を決めるために必要です。危害要因分析では、まず始めに原材料及び製造工です。危害要因分析では、まず始めに原材料及び製造工でから考えられる危害をリストアップします。次にその危がいよういんを表がいする。 とのように管理して危害を防ぐかを決めます。

ばんそく じゅうようかん り てん 《原則2》重 要管理点(CCP)の決定

きがいよういん かんり たく じゅうよう こうてい じゅうようかんり てん 危害要因を管理するため、特に重要な工程を重要管理点 (CCP)とします。例えば、加熱殺菌工程や金属検出器、 えっくすせんけんしゅっき X 線検出器などです。

ばんそく かんり きじゅん (CL) の設定

世いぞうこうてい しょくひん あんぜん かく ほ 製造工程で食品の安全を確保するための基準を管理基 じゅん (Critical Limit) として設定します。

重要管理点 (CCP) が適切に管理されているかどうかを監視 (モニタリング) する方法を設定します。モニタリング が方法を設定します。モニタリング方法は連続的または適切な頻度でチェック、記録できることが必要です。

ばんそく しゅうせい そ ち せってい 《原則 5 ≫ 修 正措置の設定

モニタリングの結果、管理基準が守られていないことが ではあれた場合に、正しい状態に戻すための手順や、その はまり ないでもと ないでもと ないでも はいでん まま ましゃ まま まま まま まま まま まま まま まま こ もど まま まま こ で もど まま まま こ で もど まま まま こ で もん とき ます。

ばんそく けんしょうほうほう せってい 《原則6》検証方法の設定

HACCPの計画が適切に作成され、適切に実施されているかどうかを確認する方法を決めます。

モニタリングや修正措置の記録を取り、それを保管しておきます。

きるく ほかん ほかんり せきにんしゃ ほかんきかん ほかんば 記録の保管については保管管理責任者、保管期間、保管場 ひつよう 所を明確にしておくことが必要です。

4. 作業現場に任されている重要なこと

(1) どこが 重 要管理点かを知る

HACCP原則2で決めた重要管理点は、特にしっかり
かんり
で理する必要がある工程です。

自分の担当する製造工程のどこが重要管理点になってい 自分の担当する製造工程のどこが重要管理点になっているかを知り、万が一、重要管理点で異常を発見した場合はすぐに管理者に報告します。

たと かねつさっきんこうてい じゅうようかんりてん だいひょうれい 例えば、加熱殺菌工程は重要管理点の代表例です。

加熱殺菌工程は食品に存在する微生物を減らし、あらか 地熱殺菌工程は食品に存在する微生物を減らし、あらか じめ設定した賞味期限や消費期限を保証するためにとて も重要な工程です。

また、金属検出器やX線異物検出器は、金属やプラスチック等の危険異物を監視するために設定された工程で、これ 重要管理点に設定することがあります。

重要管理点は、それ以降の工程では危害の発生を防止できない最後の工程でもあります。

mh り き じゅん せってい ち し (2) 管理基準の設定値を知る

HACCP原則3で決めた管理基準は、危害要因分析でとくてい じゅうようかんり てん てきせつ かんり きじゅん たき 要因分析で特定した重要管理点を適切に管理するための基準です。すなわち、製品の安全を確保する上で重要な工程です。

加熱殺菌工程の管理基準は、例えば「温度が80℃~90℃の範囲になった後、5分間以上保持する」というように設定します。また、金属探知器の管理基準は、一定の大きさのステンレスか鉄を検知し、排除できるように設定します。これらの管理基準の管理は作業現場で働く人が担当する、非常に重要な業務です。

(3) 重要管理点を監視(モニタリング)する

HACCP原則4の監視(モニタリング)は、重要管理

「たん (CCP) を連続的または決められた頻度でチェックし、
かんりきじゅん。まも
管理基準が守られているかどうかを確認します。

モニタリングでは、どの担当者が、何を、どのような頻度で、どのようにチェックするかが、しっかりと決められています。

モニタリングは管理基準が守られていることを確認する

ひじょう じゅうよう ぎょうむ 非常に重要な業務です。

(4) モニタリング結果を記録し、保管する

HACCP原則7の記録は、HACCPの取組みの証拠です。また、食品の安全性に問題が生じた場合には、安全でない食品の範囲を特定したり、原因を追究したりするための重要な情報になります。

したがって、記録はルールに従って正確に書くことが求 のではよう じゅうよう ぎょうむ められる非常に重要な業務です。 だい しょう ろうどうあんぜんえいせい かん ち しき 第5章 労働安全衛生に関する知識

ろうどうあんぜんえいせい <労働安全衛生について>

いんしょくりょうひんせいぞうぎょう じぎょうしゃ ろうどうあんぜんえいせいほう もと 飲食料品製造業の事業者は、労働安全衛生法に基づい はたら ひとたち あんぜん けんこう まも て、働く人達の安全と健康を守らなければなりません。

このため、事業者は作業場ごとに安全管理者や衛生管 りしゃ さだ はたら ひとたち あんぜん けんこう まも 理者などの責任者を定め、働く人達の安全と健康を守っています。

働く人達は、決められたことを自ら守るほか、事業者 ***こな ろうどうさいがい ぼうし とりくみ きょうりょく などが行う労働災害の防止の取組に協力しましょう。

働いた経験が少ない人達は、作業に慣れておらず、また、 きけん き 危険に気がつきにくいので、長く働いている人よりも労働 が変響が起こりやすいです。

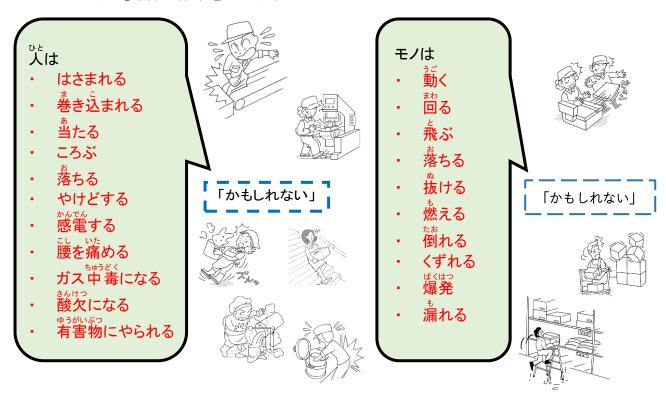
飲食料品製造業はいろいろありますが、ここでは、ど な仕事にも共通する作業場の労働安全衛生について とようかい 紹介します。

- 1. 作業 場には、様々な危険がある
- * 働いた経験が少ない人達の災害が多く起きています。
- しょくば さまざま き けん職場には様々な危険があります。
- ・ 働いた経験が少ない人達の労働災害は多い順に、「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「切れ・こすれ」などです。
- ・作業手順書には、危険な作業を避ける方法が含まれているので、必ず作業手順を守りましょう(安全装置や ひで、必ず作業手順を守りましょう(安全装置や 非常スイッチの確認)。

2.「かもしれない」で危険を意識する

「かもしれない」を意識して作業することが重要です。

いしき c ぎょう 「かもしれない」意識で作業をしましょう!



3. 安全な作業 は正しい服装から

あんぜん さぎょう ただ ふくそう はじ 【安全な作業は正しい服装から始まる】

- ・作業をする時には、定められた安全な服装を着用する。
- * 作業服は体の大きさに合った軽装なものとする。
- ・長袖の場合には袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れる。
- ・ 刃物やドライバーなどをポケットの中に入れて作業しない。
- ・タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻き、ネクタイ など巻き込まれるおそれのあるものは着用しない。

「は ご ぐ ただ ちゃくょう 【保護具は正しく 着 用する】

- ・保護帽(ヘルメット)のあごひも、ゆるみをチェックする。
- ・古いもの、傷つい ていないことを確 ^{にん} 認する。



4. 決められた作業 手順を守る

ちゅうい じこう

- *・決められた作業 手順 をきちんと守り、それ以外の方法で 作業 しない。
- ・安全装置の必要性を十分理解し、外したり、無効にしたりして作業しない。

- ・作業手順書に書かれている作業手順を繰り返し練習し、よく覚える。
- *安全上やるべきこと、やってはいけないことをよく理解する。
- ・作業手順が分からない時は、 そのままにせず、責任者に必ず確 になする。



- ・慣れによるケガに注意し、軽はずみな動作や強引な動作をしない。
- 5. 5 S活動をしっかりやり安全を高める

5 S活動については、「第2章 いっぱんえいせいかんり きをもしき 一般衛生管理の基礎知識」の「5. 5 S活動の取り組み」でも紹介しました。この活動をしっかりやることで安全を高めることができます。5 S 活動と労働安全との関係を以下に示しました。

●整理 必要なものは保管し、不要なものを捨てて整理する。

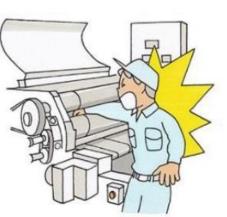
- →作業効率があがり、転倒災害の危険も減ります。
- 整頓 必要なものをすぐに取り出せるように置き場所 を決めておく。
 - →ムダな時間が減り、製品の品質も向上します。
- - きかい せつび きのう いじ でんとうさいがい きけん 機械、設備の機能が維持され、転倒災害の危険 っも減ります。
- 清潔
 整理、整頓、清掃がされて、きれいな状態を保つ。
 →製品の品質向上、食中毒予防、異物混入防止に効果があります。
- - →繰り返すことで、意識しなくても自然に安全、 ネいせいてき こうどう 衛生的な行動ができるようになります。

- 6. 安全な作業 をみんなで実施し作業 場を安全に
- (1) 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント
 - 機械の清掃、修理は止めてから!

 - ・「修理中」などの表示、起



- 囲い、安全装置などはその機能 を殺さない!
- ・ 点検、整備で機能が有効かどう か確認しましょう。



- てんとう さいがいぼう し (2)「転倒」災害防止のポイント
- 床は常に「整理」「整頓」「清掃」「清潔」で安全に!



- ・不要なものがあると「つまずき」、転倒の 「所因になります。
- ★お もの はこ 大きい物、重い物を運ぶときは「台車」を使用しましょう!
- ・ 台車を使えないときは、二人で持つか、何回かに分けて運 びましょう
- 移動するときは物を持たないようにしましょう!
- * 物を持って移動すると「転倒」の危険が大きくなります。
- 通路の照度は十分確保しましょう!
- (3)「切れ・こすれ」災害防止のポイント
- かこうきかい は ぶ せいそう ちゅうい加工機械の刃部の清掃に注意!
- ・ 機械の点検、掃除、修理は、機械を停止し、完全に止ま

っていることを確認してから作業 しましょう。

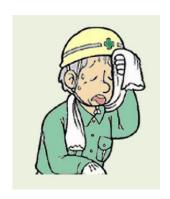
- ・ 特に、食品を加工する機械などでは、大変重い災害が多く発生しています。
- 包丁を使うときは置き方、置き場所を安全に!
- 5 S (整理、整頓、清掃、清潔、習慣)を
 徹底し、使い終わった包丁はきちんと片づけましょう。



(4) 「熱中症」災害防止のポイント

こうおんたしつ さぎょうじょう ねっちゅうしょう きけん 高温多湿な作業場では「熱中症」の危険があります。

- 熱中症を予防しましょう!
- ・ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある服を着 ましょう。



- ・ こまめに休憩と水分補給をしましょう。
- しょうじょうかの症状があると「熱中症」のおそれがあります!
- ・ めまい (目がまわる)、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉 のこむら返り、気分が悪い
- ・ 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- かの症状があるときは重い熱中症のおそれがあります。
- ・ 返事がおかしい、意識消失(意識がなくなる、 g の前が 白くなり、なにもわからなくなって、たおれる)、けいれん、からだが熱い。
- ●「症 状」のある人が出たときには、責任者に連絡し、 つぎ そ ち 次の措置をとります!
- ・ 涼しい場所へ避難させます。
- ・ 衣服をゆるめ、からだを冷やします。特に、首まわり、脇の下、足の付け根を冷やします。
- ・ 水分や塩分、または水に食塩とブドウ糖を溶かした飲み もの あた 物を与えます。

- 自力で水が飲めない、または意識がない場合は、すぐに きゅうきゅうしゃ 救急車を呼びます!
- (5) 「腰痛 症 」 災害防止のポイント
 - 重い物を取り扱う場合の作業姿勢や動作
- ・できるだけ重い物に体を近づけ、重心を低くするよう な姿勢で取り扱います。

【重い物を持ち上げる場合】

かたあし すこ まえ だ ひざ ま こし じゅうぶん お おも 片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして 重 い物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がります。 まも もの も あ ま こきゅう ととの 重い物を持ち上げるときは、呼吸を整え、おなかに力 を入れて行うよう <**重い物の取扱い>**

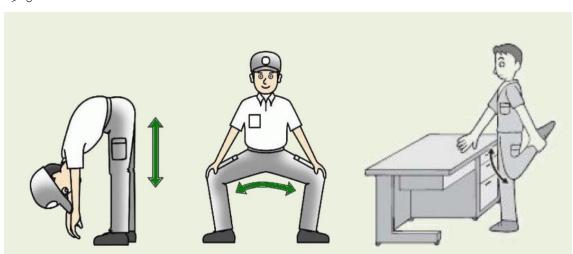




ば重い物を持っての移動】

り どうきょり みじか おも もの も かいだん のぼ お 移動距離を短くし、重い物を持って階段を昇り、降りする ことは避けます。

ストレッチを中心とした腰痛予防のための体操をしましょう。



7. もし異常事態や労働災害が発生したら!

- (1) もし異常事態や労働災害が発生したら!
- ①異常事態を発見したら、まず何が起こっているかをすば やく確認します。
- ②まわりにいる責任者や同僚に大きな声で知らせます。
- ③必要なときは非常停止ボタンで機械を止めます。
- (4) 責任者の指示を聞き、同僚と協力して適切な処置を 取ります。
- ⑤一人で勝手な行動はしません。

【知らせよう!】

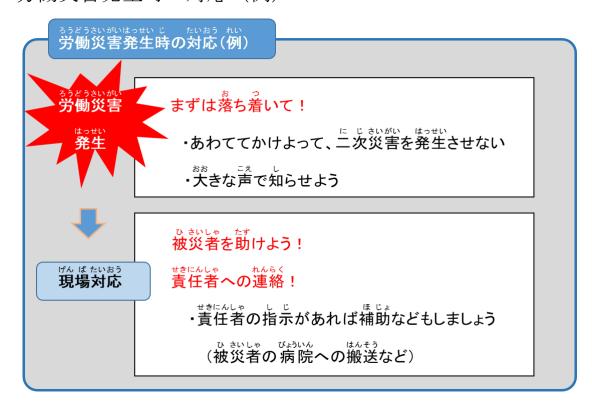
機械の状態がいつもと違っていたら、責任者など、まわりの人にすぐに知らせましょう。



(2) 労働災害が発生したら

- ろうどうさいがいはっせい か のうせい
- ◆労働災害発生の可能性をゼロにはできない!
- ひごろひじょうじさいがいじくんれん日頃から非常時、災害時の訓練を!
- まんいち ろうどうさいがい はっせい つぎ たいおう ◆万一、労働災害が発生したら、次の対応を!

ろうどうさいがいはっせい じ たいおう れい 労働災害発生時の対応 (例)



くおわりに>

この学習用テキストは、一般財団法人食品産業センターによる「HACCP基盤強化のための衛生・品質管理実性がフェースでは、「製造業向け、東生労働省他による「製造業向け、未熟れるうどうしゃ たいする安全管理マニュアル」などを参考に、外国によるが理解しやすいように作成しました。

このテキストは、食品企業、食品企業団体、学識経験となる。協力を得て、一般財団法人食品産業センターが取りまとめました。

ちゅうい じこう注意事項

●著作権について

「飲食料品製造業技能測定試験学習用テキスト」の著作権は、一般財団法人食品産業センター(以か、「当センター」という。)に帰属します。

●リンクについて

リンクを行う場合の許可や連絡は必要ありませんが、リンクの設定をする際は、「一般財団法人食品産業とフターホームページ」へのリンクである旨を明で示してください。

● 出 典の記載について

このテキストの内容を利用する場合には出典を記載してください。また、このテキストの内容を編集・加工等して利用する場合には、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工した情報をあたかも当センターが作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

●免責について

当センターは、利用者がこのテキストの内容を用いて行う一切の行為(このテキストの内容を編集・加工学した情報を利用することを含む。)について何らせきにんとうません。またこのテキストの内容は、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。